

武蔵野市環境市民会議傍聴要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴人の定数）

第 2 条 傍聴人の定数は会場の広さに応じて設定する。

（傍聴の手続）

第 3 条 市民会議の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴することができない者）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 危険物等を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員長が、職務執行上支障があると認める者

（傍聴席以外の立入禁止）

第 5 条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に市民会議の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第 8 条 傍聴人は、市民会議の会議を非公開とする市民会議の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に関する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、市民会議の委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和2年1月27日から施行する。